別添様式

質　疑　応　答　書

件名　仙台市松森工場電力需給

整理番号（仙台市記入欄）						1

質　問　事　項	回　答（仙台市記入欄）
1、契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	ご質問に該当する工事予定はありません。
2、各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。	契約書【案】第10条のとおりです。
3、（権利義務の譲渡等の禁止）条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	変更または追加は認めません。 契約書（案）第２条のとおりとなります。
4、計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月１日午前０：００に行う。』	契約書（案）第5条と同義のため、変更は不要です。
5、検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。	了承します。
6、実際の業務では計量日午前0:00に自動計量され、毎月第４営業日に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面：　計量⇒検査⇒請求 実情：　計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	了承します。
7、遅延利息の条文で利率を具体的に明記願いますでしょうか。	契約書（案）第12条第4項のとおりです。
8、損害賠償の条文に「発注者の責めに帰すべき理由にて受注者に損害を与えたときは、受注者にその損害を賠償しなければならない。」 上記を追記いただけますでしょうか。	契約書（案）第21条のとおりです。

９、供給開始時に契約電力の変更を行なう施設がある場合、現在の契約電力を教えてください。	契約電力の変更はありません。
１０、一般送配電事業者（ネットワークサービスセンター）から開札以降に切替手続きをしても間に合うことの確約を書面でいただいておりますか。 上記の契約電力変更がある場合も含めて確約をいただいておりますか。 万が一供給開始が間に合わない場合、ペナルティ等はございますか。	書面での確約はいただいておりません。なお、開札予定日以降、一般的に準備に必要とされている２ヵ月程度を準備期間として設けていますので、供給開始に間に合うよう準備を進めてください。 質問9、のとおり契約電力の変更はありません。 供給開始が間に合わない場合，契約書に基づき対応することになります。
１１、弊社が落札した場合、切り替え手続きに必要な資料の提示を、切り替えに間に合うよう早急にご協力いただく事は可能でしょうか。	可能な範囲内でご協力します。
１２、工事が必要な場合切替に必要な日数が不足する可能性がございます。切替が間に合わない、もしくは切替は間に合うが、同時同量のデータ（30分値）が取れない期間が発生する場合がございますがご了承いただけますか。	開札予定日以降、一般的に準備に必要とされている2ヵ月程度を準備期間として設けていますので、同時同量のデータ（30分値）の欠損が無いように準備を進めてください。 真にやむを得ない事情で欠損が生じる可能性がある場合は協議願います。
１３、請求書はＷＥＢからのダウンロードにてご対応いただけますか。	対応できません。請求書には代表者（または受任者）の押印が必要ですので、郵送でお願いします。
１４、現在の供給者を教えてください。	丸紅新電力株式会社　様です。
１５、一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	応じられません。契約書【案】第11条で定めている（契約単価の改定）については、法令の改正など真にやむを得ない事情を想定しており、慎重に検討し協議により決定します。
１６、入札金額積算内訳書の自家発補給電力分について、使用状況が使用（併用）の月は使用月の基本料金単価、不使用の月は未使用月の基本料金単価を使用。 電力量料金単価はすべての月で定期検査または定期補修時の電力量料金単価を使用するという認識で宜しいでしょうか。 入札金額積算内訳書の8/8ページ下部の （自家発補給電力：定期検査または定期補修時以外の電力量料金単価）の夏季、その他季欄についてはすでに式が入っておりますが、各単価を入力してよろしいでしょうか。	ご見解のとおりです。 8/8ページ下部の欄については、定期検査または定期補修時以外の電力量料金単価（定期検査または定期補修時の電力量料金単価に各係数を乗じ少数第3位以下を切り捨てた額を超えない範囲）の希望各単価を記載してください。

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。
注３　回答は，入札説明書に記載する期限までに，仙台市ホームページに掲載します。

別添様式

質　疑　応　答　書

件名　仙台市松森工場電力需給

	整理番号（仙台市記入欄）						2

	質　問　事　項	回　　答（仙台市記入欄）
	ご請求について、供給施設内にご入居されて	了承します。
	いる企業様がある場合に企業様毎に請求書を	
	発行することは弊社では出来ません。ご了承	
	いただけますか。	
	弊社の請求書は、翌月15日までに到着とし請	了承します。契約書【案】第12条第3項に則して
	求書受領後30日以内（翌々15日迄）に振込と	いますが、年度末の3月分の請求については早め
	なりますがご了承いただけますか。	に請求書を送付いただくよう協議させていただく
		ことを予めご了承ください。

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

注３　回答は，入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

別添様式

質 疑 応 答 書

件　名　　仙台市松森工場電力需給

整理番号（仙台市記入欄）						3

	質　問　事　項	回　　答（仙台市記入欄）
	・自家発補給電力について 自家発補給電力使用時の具体的な取扱い方法について，落札後に協議していただくことは可能でしょうか。	了承します。
	・契約書（案）第４条３項について 「あわせて，契約電力の適正化に向け，発注者と受注者とが協議を行う。」を追記いただくことは可能でしょうか。	契約書（案）第21条のとおりです。
	・契約書（案）第12条４項について 延滞利息率に関して，弊社の延滞利息率は年10%となりますが，協議（変更）することは可能でしょうか。	変更はできません。

注１　この質疑応答書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。
注３　回答は，入札説明書に記載する期限までに，仙台市ホームページに掲載します。